

障害者手帳「旅客運賃減額」欄に記載される第一種・第二種の区分一覧

1. 身体障害者

区分		第1種 身体障害者	第2種 身体障害者
視覚障害		1級～3級、4級の1	4級の2～3、5級、6級
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害 *1	2級、3級	4級、6級
	平衡機能障害 *2	該当なし	3級、5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 *3		該当なし	3級、4級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1・2	2級の3・4、3級～6級
	下肢	1級、2級、3級の1	3級の2・3、4級～6級
	体幹 *4	1級～3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
移動機能		1級～3級	4級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓の機能障害もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害 *5	1級、3級、4級	該当なし
	ぼうこう・直腸の機能障害 *6	1級、3級	4級
	肝臓の機能障害	1級～4級	該当なし
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～4級	該当なし

参考資料：身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

（*1）1級、5級はありません （*2）1級、2級、4級はありません （*3）1級、2級はありません

（*4）4級はありません （*5）2級はありません （*6）2級はありません

★ 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（平成10年4月1日現在）によります。

★ 現在（令和5年10月10日時点）、精神障害者保健福祉手帳に第1種、第2種の区分はありません。

2. 知的障害者

第1種	第2種
・知能指数がおおむね35以下で、日常生活において常時介護を要する程度の方 ・肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下で、日常生活において常時介護を要する程度の方	第1種以外の方

★ 療育手帳では重度判定で第1種、その他の場合で第2種に区分されます。

3. 民営バス運賃割引証

身体障害者手帳をお持ちの方の介護者は、「民営バス運賃割引証」の手続きを行うことで、普通乗車券の割引を受けられます。手続きは、障害福祉課で受付しております。その際、身体障害者手帳と印鑑をご持参ください。

愛の手帳をお持ちの18歳未満の方は小平児童相談所、18歳以上の方は、東京都心身障害者福祉センター多摩支所で手続きを受け付けております。

令和5年11月16日

国分寺市障害者基幹相談支援センター